

平成 21 年度

第 2 回太子町まちづくり審議会議事録

日 時：平成 21 年 10 月 15 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

場 所：太子町役場 委員会室

太子町総務部 企画政策課

平成 21 年度第 2 回太子町まちづくり審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 平成 21 年 10 月 15 日(木)
場 所 太子町役場 2 階 委員会室
開 会 午後 1 時 30 分
閉 会 午後 4 時

2. 諮問事項

第 5 次太子町総合計画案について

3. 委員の出席者・欠席者

出席委員：佐々木 隆彦 井口 宏幸 飯田 慶子 廣橋 弘毅 首藤 正典
鳥井 文博 八幡 千鶴子 古賀 弘一
欠席委員：朝生 一郎 藤室 義春 千古 佳樹

4. 町出席者

町長 首藤 正弘
事務局及び説明員
総務部長 佐々木 正人 企画政策課長 山本 修三
係長 山本 紀弘 係長 池田 誠

5. 審議会経過及び結果

別記にて記載する。

1. 開 会

2. 町長あいさつ

みなさんこんにちは。

朝晩はめっきり冷え込んでまいりましたが、皆様方には、第2回まちづくり審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。また平素は、町行政に色々お世話になっておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨今の情勢を鑑みますと、新型インフルエンザがまだ猛威をふるっております。西宮では、小学4年生の女の子が亡くなられ、全国では26人目の死者であると報道されました。太子町にあっても、学級閉鎖、学年閉鎖に至る学校が生じています。今のところ落ち着いているとの印象もありますが、今後感染が広がるのではないかと、という懸念を致しております。

もう一点は台風9号の風水害であります。近隣の宍粟市、佐用町において甚大な被害が発生いたしました。20名の死者、2名の行方不明の方がおられ、先日には、警察犬を入れた捜索が再開されました。今までですと、台風、風水害というものはある程度予測できたわけではありますが、最近では、「ゲリラ豪雨」ということも言われるようになっており、我々としても懸念を致しております。長期的な視野に立った河川改修が必要であるとともに、町民の皆様におかれても少しでも被害を少なくするために、各戸に配布した「洪水ハザードマップ」を再度点検していただくよう、お願いいたします。

また佐用町では、夜に避難勧告が出たということで、町民の方からのお叱りの声もあると聞いております。やはり、「早目の避難」を考えておく必要があると思います。私も、昭和51年の風水害を経験したのですが、昼に避難勧告を出しても、周りが明るいことに安心されたのか避難された方はごくわずかで、夜になって、家の2階から懐中電灯を振って救助を求める、という現象が多々見られました。しかしこれからは、状況を的確に把握し、適切に対応していかなくてはならない、と考えております。

さて本日は、今後10年間のまちづくりの羅針盤となる、第5次太子町総合計画案について、諮問させていただきます。ご承知かと思いますが、長期的かつ総合的な視野に立ったまちづくりを進めるため、本町においては10年間のまちづくりのビジョンを定めた総合計画を策定しております。現在の「第4次太子町総合計画」が今年度をもって終了することから、新年度からは、新しい「第5次太子町総合計画」に基づきまして、施策を進めてまいります。

今まででしたら、コンサルタント業者に策定作業を委託して、業者主導で作業が進められていたのですが、この度は町の係長級職員を主体に策定委員会を組織しまして、「自分達でビジョンを考えてみよう」ということで取り組みを進めてまいりました。本日、その計画案を諮問いたしておりますが、職員が作ったものでもあり、何かお気づきの点がありましたら、忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

この計画案は、基本目標を「和のまち太子 活きるまち 誇れるまち つながるまち 安心のまち」と定めております。住民一人ひとりが躍動し、このまちに住むことに誇りを持てるようなまちを形成するとともに、住民の皆さんと行政がつながり、協働することで、安心して心穏やかに生活できるまちづくりを進めていきたい、と考えております。

詳細につきましては、後ほど担当より説明いたしますので、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。

3. まちづくり審議会について（欠席委員についての報告）

朝生 一郎委員、藤室 義春委員、千古 佳樹委員から欠席届が提出されている旨、事務局より報告

4. 会長あいさつ

大変お忙しい中、まちづくり審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。私は、まちづくり審議会会長の任を勤めさせていただいております、廣橋でございます。

ただ今、町長からお話がありましたように、第5次太子町総合計画案の審議につきまして、今回を含めて3回、ご審議いただくこととなります。どうぞよろしく申し上げます。

本日の会議は、太子町まちづくり審議会条例第6条第1項に基づき、私が議長を務めますので、よろしく申し上げます。本日の審議事項は、第5次太子町総合計画案の案件でございますので、慎重にご審議をお願いいたします。

5. 議事録署名委員の指名

まず、最初に議事録署名委員を指名いたします。

太子町まちづくり審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、私の方から指名させていただきます。

議事録署名委員には、古賀 弘一委員と佐々木 隆彦委員の両氏を指名させていただきます。後日、事務局がまとめた議事録について、誤りがなければ署名をお願いいたします。

6. 諮問事項

諮問第2号 第5次太子町総合計画案について
(平成21年10月15日 太企画第472号)

7. 審議

首藤町長退席。

諮問第2号 第5次太子町総合計画案について

廣橋会長： 原案である総合計画案については、事前に事務局より配布されているかと思っております。分量の多い計画でありますので、審議にあたっては、本日を含めて3回を予定しております。ご多忙のことと存じますが、どうかご協力をお願いします。

なお、本日の審議事項は、「序論」から「政策2：誰もが支え合って暮らせるまちづくり」までを予定しています。ではまず、序論部分について、事務局の詳細な説明を求めます。

事務局： 事前にお配りしている「第5次太子町総合計画案」の目次をご覧ください。

第5次総合計画は、「序論」「基本構想」「基本計画」の3分野で構成していますが、このうち「序論」では、総合計画の意義と構成、太子町の歴史、また現在の太子町が持つ資源を「ポテンシャル」として表現し、記載してい

ます。

まず総合計画の意義と構成について説明させていただきます。

まちづくりを行うにあたっては、将来の目指すべきビジョンを定め、そこに至る道筋を明示し、計画的に諸施策を行う必要があります。

そこで本町では、10か年ごとにまちづくりのビジョン、政策や施策の体系、取り組む内容を明記した「総合計画」を策定しております。その役割については、2ページの中ほどにまとめておりますが、「1. 町政のまちづくりの基本方針となる」「2. 住民と行政が協働してまちづくりを進めるための基本指針となる」「3. 国・県に対して本町のビジョンを説明し、事業の推進等の要請を行う」等の役割を担うものであります。

その構成についてですが、総合計画の根幹となるものが「基本構想」です。ここでは、まちづくりの基本目標を明らかにするとともに、その実現のために必要な施策の大綱を定めております。

次が「基本計画」です。基本計画では、基本構想で示した施策の大綱を具体化するための、基本的な行政施策について定めます。事業の進捗度に応じて5年後に見直しを行います。

次に位置するのが「実施計画」です。実施計画では具体的な事業手法や財源を明らかにするとともに、計画の進行管理を行うものです。この実施計画は別冊として取り扱うものでして、現在作成作業を進めております。本審議会では「基本構想」及び「基本計画」について審議いただくこととしております。

次に4ページ、「太子町のあゆみ」について説明いたします。この部分は「太子町史」等の成果を踏まえ、本町の歴史を概説的に記したものです。特に5ページの下から3行目以降におきましては、合併協議から離脱して「太子町」という行政体を存続させる道を選択したこと、そのうえで、少子高齢化の進行、成長社会から成熟社会の移行など、今日的な社会情勢に対応したまちづくりを進めることを記載しています。

序論の最後には「町が持つポテンシャル」を記載しています。まちのビジョンを定めるにあたっては、町の現況、まちづくりに生かせる本町の資源は何か、という点を明らかにするために、この章を置いております。「人口・世帯」では本町の人口が増加しており居住ニーズが高いこと、「自然環境」では、比較的生活しやすい気候に恵まれていること、また9ページの「歴史的資源」では、町域の至るところに歴史の風情を感じさせる歴史的資源があること、「産業・交通」では、本町が交通の要衝に位置しており、沿道サービス業を中心に、まちににぎわいがあること、等を記載しています。

以上、簡単ではありますが、「序論」の説明とさせていただきます。

廣橋会長：事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

古賀委員：「太子町のあゆみ」において、本町が合併協議から離脱した旨が記載されていますが、「なぜ太子町が単独行政の道を選択したのか」という理由を、詳しく記載された方がよいのではないのでしょうか。

事務局：単独行政を選択した理由は多様であり、一言で言い表したり、総合計画の中で記載することが難しい部分があります。しかしながら、総合計画にこの事項を記載しましたのは、将来的に「合併するかどうか」という可能性は措くとし

まして、「3万人という行政体で行政を運営していく。」という立脚点を明らかにしておくべきであり、「合併するかもしれない」というスタンスで総合計画をつくるのではなくて、10年間は単独との前提でまちづくりを考えようとしたからであります。

合併協議に関する総括は、町としては平成16年8月の「住民説明会」でさせていただいたと考えています。総合計画は将来10年間にわたる計画ですので、理由の総括的なものを記載するのではなく、「単独という行政体を選択した」という事実を踏まえて、「こういうポジションに立脚している」という記述とさせていただきます。

古賀委員： 「多様な理由」と言われた点に、様々な意味があると考えます。この点については、このままで結構です。

井口委員： 10ページに「JR網干駅は京阪神地域へ向かう新快速電車の発着駅」との記述がありますが、確かに数年前はそうだったと思います。しかし現在は、ほとんどの新快速が播州赤穂駅発着であり、朝の通勤通学時間帯でも網干発着は少ないのではないのでしょうか。網干総合車両所から発車する電車でも、かつては網干駅始発だったものが、現在では姫路駅始発になっています。

事務局： 網干駅始発の新快速は、現在では1時間に1本ぐらいです。

佐々木委員： それは、赤穂なり上郡なりに、鉄道沿線の関係で新快速の運行区間が伸びていった、ということだと思います。また、赤穂なり上郡から来た電車も、網干駅で車両を連結しています。

井口委員： 確かにそうですが、現実として網干駅発着の新快速電車は減っており、利便性は下がっている、と感じるのですが。

事務局： 確かに過去と比べますと、5年程前に播州赤穂発着の新快速電車が多くなり、網干駅で連結する電車もあるとは言え、網干発の新快速は1時間に1本程度となったことから、利便性は下がったと思います。しかし、たとえば、たつの市揖保川町にお住まいの方が、龍野駅から電車に乗られず、網干駅まで車で来られる、という話を聞いたこともあります。他地域との比較で申しますと、網干駅の利便性は依然として高いのではないかと考えております。そういった点を踏まえて、原案の記述とさせていただきます。ただ原案の表記が、「全ての新快速が網干発着との印象を受ける」など問題がありましたら、ご指摘いただきましたら検討したいと思います。

佐々木委員： 「網干車両所がある」という基本は外すことはできないので、このままで良いと思います。

井口委員： 「新快速」という部分が少し引っかかったのですが、記述としては原案を直さなくてもよいと思います。

会長： 実態としては、委員がおっしゃったような現実があるのですが、記述として直す必要はない、ということだと思います。この議論の内容については、次の審議の際に少し考慮して、委員会等で検討していただいたら、と思います。

佐々木委員： 実施計画を現在作成中とのことですが、実施計画は来年度の予算に反映できる、ということですね。

事務局： はい、そのとおりです。

会長： 他にご意見も無いようでしたら、序論の審議はここまでとしてよろしいでしょうか。

では続きまして、議事の2点目、基本構想のうち「太子町を取り巻く時代潮流」から「今後10年間の重点課題」までの審議に移りたいと思います。事務局の詳細な説明を求めます。

事務局：基本構想の大部分となるのですが、時代潮流から重点課題までの説明をさせていただきます。お手元の資料の目次をご覧ください。

事前にお配りした議案書では、基本構想部分は12ページから60ページまで、50ページ弱を占めています。その中で37ページ以降、施策ごとの基本構想につきましても、基本計画と合わせまして、後ほど施策ごとの審議の際にご審議をお願いします。

では、資料の12ページをお開きください。前回のまちづくり審議会でも若干申し上げたのですが、本総合計画をまとめるにあたり、4つの視角からまちづくりの課題を整理、抽出いたしました。その一つが、この「太子町を取り巻く時代潮流」であります。太子町を取り巻く社会情勢の中で、今後10年間に於いて課題、キーワードとなるテーマを8点選び、それぞれについて分析を加えました。

まず一点は「少子・超高齢社会への進行」です。全国的に少子高齢化が問題視される中、本町においても「少子・超高齢社会」が到来するであろうとのことで、このテーマを挙げています。

次が、「地方行財政構造の変革」です。「地方分権」が平成10年頃以降、叫ばれるようになりました。一方、「三位一体の改革」により地方財政改革が行われ、地方財政が厳しいという現状があります。このような状況下、地方行財政としてどのようにまちづくりを進めていけばよいのか、という点を整理しています。整理の方向性としましては、住民ニーズが多様化している、市町村が果たすべき役割が増えている、かたや地方財政が厳しい状態になっている中、地方自治体としては、住民ニーズを的確に把握する広聴体制の充実、内部的な政策形成・選択能力など、限られた財源を住民ニーズに合致した施策に選択、集中投資する能力が問われている、と整理しています。

3点目は「災害を未然に防ぐ備え」であります。全国的に災害への備えが大きな課題となっています。風水害についてですと、先程町長の挨拶にもありましたが、「ゲリラ豪雨」というような、今まで想定しえなかった現象も生じています。あるいは「災害」を自然的なものに限らないとすれば、社会的な災害、たとえばテロや大規模な事故、また新型インフルエンザのような感染症の流行も、ある意味災害と言えらると思います。こういった災害に対する備えが今後は重要であろうと考え、整理をいたしております。

4点目は「参画・協働体制の推進」です。先程説明させていただきました「地方行財政構造の変革」とも関係するのですが、財源に限られる中、皆様に喜んでいただけるような、真に必要な行政サービスをいかにして提供するか、ということ考えた時、行政だけで物事を進めていくのではなくて、住民の皆さんに企画に参加していただく「参画」、共に働く「協働」、この「参画と協働」がキーワードになるかと考え、整理をいたしました。

5点目は「情報通信技術の発達」です。「情報通信」というと都会の方で整備が進んでいる、との印象を持つのですが、実は都心部から離れた地方においてこそ、情報通信技術は必要なのではないかと思います。地理的に離れていて

も、情報等を即座に発信することができる、という特性が、今後の地域振興を考えていく上で重要ではないか、と考えてこのテーマを挙げました。

6点目は「地球温暖化、自然環境」の問題です。自然環境の保護が世界的な課題となっており、行政としても目を向けるべきではないか、ということで挙げております。

7点目は「地域経済の動向」です。本町独自のことで申しますと、S E D新工場撤退後の製造業の問題など色々あるのですが、「経済はまちの賑わいをもたらすもの」と整理する中で、「地域経済の動向」も今後10年間のまちづくりの課題であろうと考えています。

8点目は「学校・家庭・地域一体の教育」です。「まちづくりは人づくり」という言葉もありますが、「人づくり」という部分も欠かすことができないと思います。特に教育という観点から申しますと、たとえば30年前の社会では、核家族ではなくおじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃって、また地域の皆さんが声をかける中で、子ども達は育まれてきたと思います。しかし現在では核家族化が進み、若いお母さんが子育てについて悩み、それを相談する場所もない、また地域の関係が希薄化し、かつての濃密な人間関係の中で育む、という形ではなくなっているのではないかと考えて、8点目のテーマとして整理いたしました。

以上8点を、社会的な課題の整理から出てくる、今後のまちづくりのキーワードとして整理しております。

また、町の総合計画を作成する上で、留意しなくてはならないのが、国や県の動向です。国や県の方向性と町の方向性が異なった場合、もちろん町も独立した行政体として独自性を持っているわけですが、大きく国政、県政の中での整合性はとらなくてははいけません。そこで国や県がどのようなことを考えているのか、という整理を、21ページから23ページの「広域計画の動向」において行いました。具体的には、全国的な計画である「国土形成計画」、近畿圏を対象とした「近畿圏広域地方計画」、兵庫県が作成した「21世紀兵庫長期ビジョン」の分析を行いました。個々についての説明は割愛いたしますが、3つの計画をまとめた中で出てきた方向性を23ページの3行目に記載しています。

すなわち、各計画において、人口減少社会が到来し、生活様式や価値観が多様化しているとの現状認識の下、「公的サービスの提供を行政のみが担うのではなく、行政と住民の参画と協働によって担う」、との方向性は共通しています。また、目指すべき将来像として、開発中心の社会から既存ストックを有効に活用する社会への転換、人と自然が共生する循環型社会の構築、防災・減災対策の推進、高福祉社会の実現、が示されています。つまり、「参画と協働」という視点は全ての計画に共通しています。また人口が減少する、大幅な経済成長が見込めないという時代背景の中、今ある資源を有効に活用していく、それが「循環型社会の構築」にも結びつくのかもしれませんが、既存ストックを有効に活用していく、あるいは、人と自然、防災、福祉というものは、国や県の計画においても、これからの課題、キーワードとして取り上げられています。

そういった点を踏まえて、今後10年間の太子町を考えていくのですが、まず客観的な事実としまして、今後の太子町の人口がどうなるのか、ということ整理いたしました。これが24ページから25ページまでの「今後10年間の

人口の見込み」であります。推計の手法ですが、国の機関である「国立社会保障・人口問題研究所」において各市町村の人口推計を行っております。これは、各市町村の出生率、あるいは地理的特性から人がどのように流入するかといった要素を踏まえて、市町村ごとに推計したものです。また町で独自に行った推計として、JR網干駅周辺地区区画整理による人口増も加味しました。

その結果なのですが、人口減少社会、少子高齢化と言われる全国的な傾向の中、本町の特殊性としまして、実は人口が増えているという事実があります。平成17年に32,555人だったのが、平成22年には微増する見込みです。これは毎月の住民基本台帳人口の推移からも、同様の傾向が出ております。しかし、これからも人口が増え続けるかということとそうではなくて、平成22年をピークに、全国的な傾向からは若干ずれるのですが、人口減少の局面が到来します。

また少子高齢化という点で申しますと、太子町の場合子どもの数も増加しています。25ページの下側のグラフ、「年齢区別の人口割合」をご覧くださいなのですが、これは人口の年齢別の割合を「0歳から14歳までの年少人口」「15歳から64歳までの生産年齢人口」「65歳以上の老年人口」の3つに分けて、それぞれの総人口に占める割合の推移を示したものです。太子町においては、年少人口割合は平成17年の16.4%から平成22年には16.6%に増加しています。つまり太子町においては子どもの数は増えている、ということとして、子どもに対する施策ニーズが高いということが言えると思います。

一方、高齢化についてなのですが、25ページの「年齢区別の人口割合」グラフによれば、平成17年の15.9%から平成22年に20%弱と、増えていく方向にあります。本町の特性としまして、現在の老年人口割合は県下41市町の中で4番目に低く「若い町」と言えようかと思いますが、これからの10年間においては、他市町村より速いスピードで高齢化が進行し、老年人口割合が全国平均に近づいていきます。つまり他の市町が経験していないようなスピードで高齢化が進む、ということとして、高齢者に対する施策の重要性は、本町においても高いと言えようかと思えます。

さらに、住民の皆さんのニーズというものを、小中学生から募集した絵画・作文、また全世帯アンケートの結果から整理いたしました。前回の審議会において説明させていただきましたので、本日は詳細な説明は割愛させていただきますが、結論を申しますと、小中学生については自然環境の保護、商工業・観光の振興、遊び場等に対するニーズが高くなっています。また、全世帯アンケートの結果から導き出される課題としましては、31ページの中ほどに記載しているのですが、「緑、憩いの場があるまちづくり」「高齢者の方が暮らしやすいまちづくり」「子どもの笑顔があふれるまちづくり」「安全・安心なまちづくり」の4点が浮かび上がってくる、と整理しております。

以上が基本構想の前半部分として、太子町の現況や住民ニーズ等について整理をいたしました。それをうけたまちのビジョンについてですが、まず32ページのまちづくりの基本目標について説明いたします。

基本目標は「和のまち太子 活きるまち 誇れるまち つながるまち 安心のまち」としております。まず「和のまち太子」という言葉ですが、町名の由来となりました聖徳太子の教え、「和をもって貴しとなす」から引用しています。人と人がつながる、太子町と近隣市町がつながる、人と自然がつながる、

など色々な意味があるのですが、つながっていく、「和」をつくることによって、より魅力的なまちづくりを進めていこうという、基本的な目標であります。これは現在の総合計画から継承したものであります。

「和のまち太子」を具体化する理念としまして、「活きるまち」「誇れるまち」「つながるまち」「安心のまち」という4つの基本理念を配置いたしました。

「活きるまち」とは、住民一人ひとりが尊重され、いきいきと快適に暮らせる状態を表しています。全ての皆さんが個性を生かし、輝いて生活することができれば、まち全体の元気につながります。子ども達からお年寄り、あるいは障害者の方々など、色々な方々が個性を生かして自分らしく過ごすことができる、いきいきと暮らせるまちをつくらう、というものであります。

次に「誇れるまち」についてですが、わが町に愛着と誇りを持っていただくとともに、「自分達の町を良くしたい」という住民の皆さんの協働なり参加を期待するものでもあります。太子町には町名の由来にもなった歴史的な経緯、自然、文化、産業など太子町ならではの資源、まちづくりにとっての宝物がございます。そういったもの、太子町らしさを大切にしながら、皆さんに愛され、誇りを持っていただくようなまちをつくりたい、との理念であります。

3点目は「つながるまち」であります。先程も申し上げたのですが、一人ひとりが出来ることには限界がありますが、人と人がつながることによって大きな力となります。そういった、皆が協力できるようなまちをつかっていきたい、ということでもあります。ここでいう「人と人」というのは、「個人対個人」ということもありますし、「住民の皆さんと行政」という関係に置き換えますと、先程からお話してます「参画と協働」にもつながる理念であります。「人と人」「住民と行政」が「つながるまちをつかっていきたい、というものであります。

4点目は「安心のまち」であります。安心の反対語は「危機」であります。災害などの危機的な状況から守られるまちをつくらう、というのがまず1点あります。また「安心」という言葉には「心安らか」という意味もあります。今、危機に直面しているわけではないのだけれど、漠然とした将来に対する不安がある、自分が年をとった時にこの町で暮らしていけるのか、将来生活できるのかといった不安、また数日後という近い期間における不安、そういった不安が取り除かれ、心穏やかに暮らしていけるようなまちづくり、「優しい」という表現をしてよいのかもしれませんが、そのようなまちづくりを行っていこうというものであります。

最後に、今後10年間の重点課題について申し上げます。前回の審議会で個々の説明はいたしましたので、本日は詳細な説明は割愛させていただきますが、アンケート等の分析結果、また現在の第4次総合計画の施策達成度を分析する中で出てきた問題としまして、これからはハード事業と併せて、教育や福祉などのソフト面に力を注ぐべきではないか、という議論になりました。その中で、ここに挙げている8つの重点課題なのですが、健康、高齢者、子ども達の笑顔など、「開発」ではなく「ソフト的な分野」にシフトしております。第5次総合計画の特徴を考えた時に、「ハードからソフト」という単純な対立的に申し上げるわけではないのですが、福祉や教育などソフト面へのシフトという特徴が出ているかと思えます。それに加えて、時代潮流の分析や小中学生の二

ーズで浮かび上がっていた自然環境の保護ですとか、行財政構造の変革を踏まえた太子町「行政力」のパワーアップ等も重点課題として挙げております。

前回の審議会で、8つの重点課題と政策・施策体系とのリンクの議論があったのですが、重点課題ごとにどの政策・施策体系との関連なのか、ということをごシック体で記載しています。

36ページに政策・施策体系図を掲げています。町の計画である以上、町が行う事務事業の全てを掲げる、という使命が総合計画にはあります。その中でこの体系図となったのですが、町としてどこに重点を置くのか、という点になりますと、35ページ以前の重点課題である、という整理をしております。

基本構想に關しましての説明は以上でございます。

廣橋会長：事務局の説明が終わりました。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

古賀委員：8つの重点課題が導き出されるまでの道筋が明確でありすっきりしておりますので、課題抽出までの部分は良いのではないかと、思います。

前回の審議会で指摘した事項なのですが、政策体系自体は変更されず、9つの政策体系に、8つの重点課題がどう結び付くか、という説明を付け加えられたということだと思います。また、町としては全体的に網羅しなければいけない、ということで、8つの重点課題からは見えない部分も政策体系には含めていたとのことだと思います。

政策体系を見ますと、「政策5：快適で住みやすいまちづくり」と「政策8：産業の活気あふれるまちづくり」は8つの重点課題からは導き出されていないのですが、政策体系の中では同じように入っているため、体系の中でどの分野を住民が関心を持っており、強化してほしいと考えているのか、という点が薄まっていると思います。ここでの挙げ方の問題として、8つの重点課題から引張れる形として、第5次総合計画の政策体系をつくっていただき、8つの重点課題からは当てはまらない先程の2つの政策については、下の方に来ような形でまとめた方が、「太子町ではどこに住民の関心があって、どこを優先的に強化していききたいのか」という点が明確になると、思います。その辺りを検討していただきたいと、思います。

「全てを網羅する」ということが関係なければ、8つの重点課題がそのまま政策体系にいくのが一番スムーズでわかりやすいと、思います。

事務局：政策体系と重点課題の関係については、策定委員会でも議論がありました。たとえば8つの重点課題には、障害者福祉が入っておりません。これについて「障害者福祉を入れるべきではないか」という議論がありました。本計画において、障害者福祉をなおざりにしている、というわけではなく、福祉分野の中で重要な分野であると考えておりますが、「この10年間でより重点的に取り組む分野」として考えた際には、少子高齢化という時代背景を受けた中で高齢者福祉及び児童福祉の問題と、必ずしも時代の要請からは浮かび上がってこない障害者福祉の問題とは、同列に論じることはできないとの整理の下、障害者福祉は重点課題からは外しました。しかしながら、障害者福祉の施策を行わない、ということではありませんが、その意味で障害者福祉も政策体系には入っております。こういったことの積み重ねが、全ての施策を入れるという、集合体としての総合計画になっております。

前回古賀委員から指摘のあった件については、課内でも検討いたしました。政策体系を8つにするということは、洩れてしまう施策が出る可能性があり、これは避けたいとの結論に達しました。また、出し方の問題としまして、9つの政策の並びに優先順位制を持たせるとか、図式的に重点課題と政策体系を結び付ける、といった話もあったのですが、重点課題の張り付き方が、政策・施策体系の政策レベルに張り付いているもの、片や施策レベルに張り付いているもの、というようにレベル的に異なっています。これは政策、施策の「レベル」に拘らず、内容的に重点なものを重点課題として集める、という趣旨で整理した結果であります。重点課題と政策体系を結び付けようとした時に、このレベルの違いがネックとなり、きれいに収まらないという状態になってしまいます。

政策・施策体系をつくる、ということは、町が行っている仕事を集約する、グルーピングするという作業でもあるわけですが、それを行う際にあるであろう法則や考え方と、重点課題が合致しない場合には、今後10年間実際に事業を行う中での運用、あるいは実施計画において優先性を持たせることとして取り扱えないか、ということを担当としては考えています。

古賀委員： 今おっしゃった点はわかりました。では質問を変えたいのですが、政策体系の1から9までの順番には、何か意味があるのでしょうか。

事務局： 厳密な法則はないのですが、健康や福祉など、より重点的だと言える内容を前に集めてきた流れはあります。あと、行政に関する部分、参画と協働なり太子町「行政力」のパワーアップなどは、まちの将来像、ビジョンを示した部分ではなく、まちづくりに至る方法論の分野と考え、他の政策と種類が違うということで、最後にしています。

古賀委員： 9つの政策の順番は大事なものから並べてあり、それを考えたのが町職員の方、ということですが、この順位づけが妥当なのか、という議論がまずあると思います。

また、最後に並んでいる「自治と連携による力強いまちづくり」は、重点課題では「参画と協働の推進」と「太子町『行政力』のパワーアップ」が入っています。先程の説明にもあったとおり、全国的にも県においても、「参画と協働」が最も重要なキーワードになっています。あらゆる面で、まちづくりの推進の拠り所となる「参画と協働」が、9番目にくるのはどうか、と考えます。逆に今必要なのが、「参画と協働」という方法論だとの見方もできるのであり、一番上にこれが来てもよいのではないのでしょうか。

つまり、9つの政策体系の順位づけが、職員の方の見地からの順番であり、逆に8つの重点課題が、住民の意見から集められたものであり、そこから外れたものは、喫緊的には住民にはあまり関係がない、重要ではあるんだろうけれど住民の関心は低い、というものだと思います。となると、住民が挙げられたものが上にきて、「快適で住みやすいまちづくり」の都市計画、土地利用、交通体系などは下の方にくる、「産業の活気あふれるまちづくり」も下の方に来る方が、より説得力がある総合計画になるのではないかと、思います。8つの重点課題が導き出される過程が、大変説得力がありますので、そこから政策体系への受け渡しが、住民が納得できるようなものとなっているか、という点が問題だと思います。

これは私の見方なので、また検討していただけたらと思います。

廣橋会長： 本質的かつ難しいご意見だったと思います。事務局からは、大事なものから並べているというお話でしたが、それが行政側からの見地であり、視点を変えて住民サイドに立った観点から見ると、もう少し順番が変わっても良いのではないかと、というご意見だったと思います。

この点について、皆様のご意見はいかがでしょうか。

鳥井委員： 今の話の内容は、行政が住民ニーズを把握、整理しただけのものであり、優先順位というものはずな、行政から、住民として必要なものは全て網羅されているがどこに重点を置くのか、ということとはわからないと思います。これからの実際の計画の中にそういったものは出てくるとは思いますが。

たとえば「多様な住民ニーズに対応して財源が必要だ」ということは書かれているが、「人口が減っていく状態の中で財源はどう確保するのか」という問題への考え方がわかったら、「そういうことか」と我々も理解できますが、個々の課題については確かに納得できるとしても、財源等も含めた話の中で、もっと具体的な話ができるのではないのでしょうか。現状までの説明であれば、「なるほど、そういうことは必要である」ということで、私は納得しなければ仕方がないと思います。

廣橋会長： 現状認識から導き出される課題の整理としては理解できる、しかし計画を実行に移す段階になると財源の裏打ちが必要であり、その時になってどれを最重点にするかという問題が絡んでくる、とのご指摘だったと思います。この点について、事務局いかがでしょうか。

事務局： 実はこの計画案を当審議会に諮問させていただく前に、ここに記載している事業を10か年のプログラムに整理しまして、財政課が作成した財政計画との整合を図りました。その結果、「財政的に大丈夫です」と大きな声で言えるほどの黒字額ではないのですが、収支がとれるような事業の選択、精査等の作業を通じまして、基本計画に挙げている事業ができる、との裏づけはとっています。

しかし財政状況が変わる可能性がある、また現在のところ見込めていない新たな住民ニーズが発生する可能性もある、等の変動要因を加味しますと、財政的に厳しい、という事態も生じようかと思えます。その時に、何を基準に予算、あるいはマンパワーを配分していくのか、ということをお考えすると、8つの重点課題に挙げている事業については優先性が高いという判断をして、実施計画なり予算査定段階で優先性を持たせる、という形の運用を考えています。

今の総合計画が「文章で表現する」というものである関係で、お配りしている議案にも財政的な数値等は載っておりません。しかしながら、この計画案でも財政に関する記述としましては、126ページにあります「新たな財源の確保を検討する」「効率的な財政運営を確立する」等、ある意味当たり前のことですが、明記をしております。財政面についても取り組んでいこうという部分がございます。あるいは、総合計画の下に「新行政改革大綱」があるわけですが、この大綱においても、新税の導入など、様々な行革のプランがあります。そういった面も含めて、財政面の確保はしていかななくてはならない、と考えております。その中で、「事業の選択」という形になった際には、8つの重点課題に対して優先性を持たせる、ということでもあります。

廣橋会長： 政策が9つ並んでいるわけですが、これは重要なものから並んでいると考えるのでしょうか。あるいはアトラダムなものと考えるのでしょうか。

事務局： まったくアトラダムなもの、というわけではなく、担当レベルでは原案を作成する際に、優先性を考慮いたしました。しかし数量的に明瞭な形で順位をつけたものではありませんし、策定委員会において議論をしたものでもありません。

井口委員： この計画の達成については、財政的に10年間運営できるということをおっしゃったのですが、町民側からしますと、地方自治体において昨今、財政的に運営が困難である、との話を聞きます。たとえば財政再建団体に陥っている市町があったり、兵庫県においても、地震の影響があったのかもしれませんが、財政運営が困難になっているとのことでもあります。このような状況下において、また、今まで以上に税収が増えるというような状態が見込めず、むしろ減る傾向にある状況において、この計画に挙がっているような内容を実行できるのか、我々住民からすると疑問な点もあります。どこまで到達させるのかという問題もありますが。

事務局： 町税ないし地方交付税は近年伸びが見られず、歳入全体でも据え置きか若干減少と考えています。その中で、計画案にある9つの政策を実現するための事業を精査しまして、当面は基金などの財源を用いて、絶対的なものではありませんが、最低レベルの実質収支の黒字は確保できるのではないかと考えております。

今後も歳入面での見直しなど変動要因もありますので、5年後の基本計画の見直し時に、再度検討を加える必要はあろうと考えております。

井口委員： 神崎郡のある町では、下水道事業の起債の償還が始まり、これからは事業がほとんど出来ない、と聞いていますが。

事務局： 下水道につきましては、太子町では平成17年度に概ね整備が完了し、据置期間を考えると、全ての起債の償還が始まるのが平成25、26年頃ではないかと考えています。その一方、文化会館や揖龍保健衛生施設事務組合の火葬場の施設の償還はこれから終わっていきますので、そういった意味である程度の採算がとれるものと考えています。ただ町にとっての「貯金」である基金は、今後10年間は、収支をとるために取り崩さざるを得ないものと考えています。

会長： ここで暫時休憩とさせていただきます。

[暫時休憩]

廣橋会長： では再開いたします。各委員から様々なご意見をいただきました。明確な結論に至っていない問題もありますが、事務局におかれては、各委員が出された意見を踏まえた対応をお願いします。

事務局： 36ページの政策体系の問題ですが、この順番について担当より「優先順位」という話をさせていただきましたが、各政策の必要度を考えますと、どの項目も必要不可欠なものであり、策定委員会としてもそのように考えています。たとえば政策4の危機管理に係る政策が他の政策より上位か、という議論をしますと、どの政策も必要不可欠なものであります。つまり、全ての政策が必要なものである、ということでご理解をお願いします。

その上で、議案書の 33 ページから 35 ページまでに掲げている重点課題については、住民ニーズの把握や全世帯アンケートとの整合を踏まえ、8 つの重点課題として整理いたしました。36 ページに記載している 9 つの政策については、全て必要ということで行政側の委員が判断をしたもので、その中で、住民の皆さんの課題に合わせたものが、8 つの重点課題の施策の推進、という形にしております。

ですから、委員の皆さんがよろしければ、36 ページの政策体系を 33 ページに移し、9 つの政策を策定委員会による「必要不可欠な事業」ととらえさせていただき、その中で住民の皆さんの重点課題として 8 点の項目をいただいた、9 つの政策の中で特に重点的なものを 8 つの重点課題として掲げている、という整理で、ご理解をお願いしたいと思います。

廣橋会長： ただ今説明がありました。9 つの政策体系については、全て必要不可欠なものとして認識していただきたい、その上で政策課題として精査すると 8 項目になる、との説明であったと思います。皆さん、この理解でよろしいでしょうか。

委員： 異議なし。

古賀委員： 私もそのように認識しています。政策体系の 9 項目は全て挙げていただいて結構なのですが、その順番の意味についてお伺いしたわけです。というのは、総合計画というものは、住民の皆さんにお示しして、「これだったら、こういう風にできるんだな」ということを、納得していたかがないと思わないか、という点です。住民の意思が反映されているのが、アンケートの結果であったり 8 点の重点課題までだと思っております。それを政策と対応させた時に、政策の 5 番と 8 番については対応するものはありません。それなのに、5 番なり 8 番なりが上の方にあることについて、住民の方々が納得されるのか、という点が疑問です。であれば、「5 番を 8 番にして、8 番を 9 番にする」という方法が、住民の皆さんに納得いただける方法ではないか、という提案です。ですから 9 項目の政策があることは構わないのであって、その順番について論理的ストーリーをつくっていただきたい、ということです。

廣橋会長： 基本的には事務局の説明どおりでよい、とのことですが、古賀委員が付け加えられた点も配慮していただきたいと思います。

では続きまして、「政策 1：健康でいきいきと暮らせるまちづくり」の審議に移ります。事務局の詳細な説明を求めます。

事務局： では政策体系の 1 番目、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について説明させていただきます。説明にあたっては、基本構想と基本計画をまとめてさせていただきます。

36 ページの政策体系表をご覧ください。左の列にある「政策」が、「和のまち太子」をつくるための柱となる体系です。「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」など、政策に掲げる 9 つのビジョンを実現することによって、「和のまち太子」を築こう、というものであります。

36 ページの体系表で政策の右に記している「施策」は、「政策」が描くビジョンを実現するための具体的な切り口になります。たとえば政策 1 の「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」について申しますと、施策ではまず「生涯にわたって取り組める健康づくり」としまして、健康診断の受診やウォーキン

グなど、住民の皆さんの主体的な健康づくりを図ろうとしております。この他に「スポーツの振興」「保健・医療サービスの充実」、合わせて3つの切り口、つまり施策をもちまして、「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」を実現しようというものであります。

また各施策の構成ですが、施策ごとに、基本構想部分としまして「現状と課題」を示すとともに、「10年後にめざす将来像」を明らかにし、そのために取り組む方針を「基本的な方針」としてまとめています。それをうけた基本計画部分においては、「細施策」というさらに細かい切り口を設け、細施策ごとに取り組む内容を「基本事務」としてまとめています。

では具体的な説明に移ります。まず政策1、施策1「生涯にわたって取り組める健康づくり」についてであります。現状認識としまして、高齢化、生活習慣の変化による生活習慣病の増加、要介護状態となる人々の増加等を掲げています。このような時代背景のもと、健康づくりについてどうしたらよいかと考えますと、人から強制されるのではなく自主的な健康づくりが大切なのではないかと整理いたしました。「体を動かす」「食生活に気をつける」などは、個人個人の主体的かつ継続的な取り組みが必要であり、その重要性を本計画では掲げております。また「10年後にめざす将来像」の2点目に「健康寿命が延びている」と記しております。「健康」というものが「病気をしていない状態、怪我をしていない状態、体が不自由でない状態」のみを指すものではないとの議論がありました。お一人お一人の状態はありますが、それぞれの体の状態のうえで、いきいきと自分らしく生活していただける、その状態をより長く保っていただく、それを「健康寿命を延ばす」と表現いたしました。

そのために取り組む方針なのですが、まず健康づくりの大切さに気づいていただく必要があります。細施策の1点目に「健康意識の高揚」といたしまして、健康の大切さに気づいていただく、また健康に関する知識を得ていただく取り組みを掲げています。さらに「気づき」の次の段階として、健康な体づくりに取り組んでいただく、ということを挙げています。特に、自主的な健康づくりを進めていただく、また地域ぐるみでの健康づくりの推進を挙げています。さらに、健康の維持には食生活も大きく関係します。「食を通じた健康づくり」も基本事務として挙げております。

さらに細施策の3点目ですが、健康というと「体の健康」を思い浮かべがちですが、体だけではなくて「心の健康」も重要だと考えます。自殺者が年間3万人に及ぶなど、心の悩みを抱えている方が多数いらっしゃいます。今後10年間においては「心の健康」に対する取り組みも必要と考え、細施策に取り上げました。なお、具体的な取組内容ですが、町職員は医師ではないことから、精神的な病気に対して対応する、ということではなくて、悩み解決の入口部分、たとえば簡単なカウンセリングや相談対応、また他の専門機関への紹介等を基本事務として挙げています。

続きまして63ページの「スポーツの振興」について説明いたします。健康の増進において「スポーツ」の果たす役割は大きなものがあります。「現状と課題」の3点目にも記載しているのですが、スポーツをすると体を動かしますので、体力向上につながります。併せて、精神的なストレスを発散できますし、他者と取り組むことによって仲間づくりにもつながります。スポーツを振興す

ることによって、健康でいきいきと暮らせるまちづくりにつなげよう、との考えで施策に挙げさせていただきました。10年後に目指す将来像としては、健康増進・体力づくりにつながっていることと、町から有名な競技者が出て住民のスポーツに対する関心が高まっていること、を挙げています。

この将来像を実現するための具体的な取り組みですが、細施策として3点を挙げております。まず1点は「スポーツに親しむきっかけづくり」です。既にスポーツに関心がある方は、何等かのきっかけを与えられなくてもスポーツを楽しまれると思います。問題は、あまり体を動かすことのない方に、スポーツすることの楽しさをいかに伝えるか、体を動かすきっかけをつくっていくことが、行政としては大切ではないかと考えました。そのために、気軽に取り組むことができるニュースポーツ等の普及とか、スポーツ教室の充実を基本事務として挙げています。

細施策の2番目は競技スポーツの振興としまして、スポーツ団体の支援、指導者の育成・確保を挙げています。町民体育大会につきましては、練習の成果を発揮する場であるとともに、スポーツを通じて住民同士が交流できる場として開催いたします。

細施策の3番目は「運動施設の充実」です。総合公園の整備が現在進んでおりますが、「健康交流ゾーン」としまして多目的芝生広場を整備するなど、競技者のための施設のみならず、気軽に健康づくりに利用していただける施設整備を図ろうというものです。体育館につきましては、耐震性の向上を図るとともに、機能・使いやすさの向上も図り、必要に応じた充実策を講じていく、としております。

続きまして65ページ、施策の3番目、「保健・医療サービスの充実」の説明をさせていただきます。この分野は近年問題になっておりまして、地域医療の崩壊ですとか、救急患者のいわゆる「たらい回し」などが課題となっております。その中で、「町として出来ることは何か」ということを考え、3つの細施策を挙げました。

まず1点は、「保健サービスの充実」としまして、健康診査やがん検診の充実を挙げています。これはまず、受診していただくことが大切であり、受診機会の拡大、受診しやすい環境整備を挙げています。また、「受診して終わり」ではなく、事後指導の充実にも努め、全体として「健康診査・がん検診の充実」を図ろうとするものです。また、新型インフルエンザが問題となっておりますが、感染症予防につきましても、今日的な課題として、充実を図ることとしています。

細施策の2点目は「母子保健対策の充実」です。母子保健対策は、ある意味子育て対策にもつながるのではないかと思います。まず、妊産婦への保健指導を推進し、出産・育児に対する不安を解消し、安心して出産していただくとともに、母親教室や両親教室を開催して、出産前の親御さんが育児の方法等を学ぶ機会をつくらうというものです。あと生まれてきたお子様方の保健指導ということで、基本事務の2番目に「乳幼児保健指導の充実」を挙げています。この中でも、核家族化に伴い育児不安を持つ親に対して情報提供や相談を行っていく旨、記載しております。

細施策の3点目は「地域医療体制の確立」です。町が公立病院を持っておれ

ば「町立病院の充実」という施策展開が図られるのですが、町が病院を持っていない中で地域医療体制の充実を図ろうとすれば、どうしても関係機関との連携、協働や、医療機関等への体制充実の依頼という形をとらざるを得ません。そういった状況下での細施策の展開になるのですが、まず医療機関及び龍野健康福祉事務所との連携強化を挙げております。あと「救急医療体制の確保」ですが、救急医療については3段階の対応があります。まず「一次救急医療」が、入院を必要としない軽症の救急患者、「二次救急医療」が休日、夜間における入院や手術を必要とする救急患者、そして「三次救急医療」が生命の危機が切迫している重篤患者に対する救急医療です。このうち一次救急医療につきましては、休日について「揖龍休日夜間急病センター」をたつの市のはつらつセンター内に設置し、たつの市と太子町で組織する一部事務組合において運営しています。今後においても、このセンターの充実を図ろうというものです。

二次救急・三次救急医療につきましては、二次救急医療機関が赤穂市民病院であること等もあり、広域的な連携・取組が必要となります。国や県、近隣市町と協議する場を通じて充実を求めていく、というものであります。あと、救急車の問題ですが、「救急車をタクシー代わりに使う」という問題がよくニュース等で取り上げられています。救急医療のゴール地点である医療機関の充実だけでなく、医療機関に至る過程の救急車の適正利用に関する啓発を行いまして、救急医療体制の確保を図ろうとするものであります。

以上の基本計画の取り組みを通じまして、基本構想の目指す将来像、疾病の早期発見や治療ができていること、安心して妊娠・出産でき、子育てできる環境になっていること、日常的な健康管理を行う地域医療が確保され、救急時には速やかに受診できる体制が整えられていること、これらのビジョンを実現しようとするものであります。

廣橋会長： 事務局の説明が終わりました。質問、ご意見等ございませんでしょうか。無いようでしたら、議事の4点目、「政策2：誰もが支え合って暮らせるまちづくり」の審議に移ります。事務局の詳細な説明を求めます。

事務局： では36ページの政策体系表を再度お開きください。「誰もが支え合う」ことを福祉の理念とし、主に福祉に関する内容をこの政策2に集めております。切り口となる施策は3つございます。まず高齢者福祉分野としまして、「安心して老後が迎えられるまちづくり」です。ここで「安心して老後が迎えられる」という言葉を用いているのは、高齢者福祉は現在高齢である方に対して行う施策ですが、その充実により、今はまだ高齢者でない方々が、安心して老後が迎えられる体制を作ろう、という意味からであります。施策の2点目は「障害者福祉の推進」です。3点目は福祉の総括的な地域福祉分野としまして、「地域で支え合う体制の確立」としてあります。

では各施策の基本計画について説明させていただきます。まず67ページの「安心して老後が迎えられるまちづくり」をお開きください。現状と課題の1点目で本町の高齢化の進行が他市町に比べて速いこと、2点目で高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者の増加、集落全体の高齢化が懸念され、その中で高齢者を見守る体制の必要性、高齢化した集落の地域コミュニティの維持が課題である旨を整理しています。

このような現状認識を踏まえ、10年後に目指す将来像としては、介護サー

ビスが適切に提供できていること、支え合う体制が確立されていること、異世代間の交流が進んでいること、高齢者がいきいきとお暮らしいただくこと、これらの点を掲げています。

では、このような将来像を実現するために、具体的に何をするのか、という点ですが、まず細施策の1点目としまして「福祉サービスの充実」を挙げていきます。いきいきとお暮らしいただくために、日常生活の支援をさせていただくこと、これを行政が行う高齢者福祉の基本と考えて、挙げております。具体的には基本事務として、日常生活の支援、介護サービスの充実、包括的支援の推進、多様な住まいの確保を挙げております。

細施策の2点目は「『支え合う』体制の確立」であります。これは後ほど説明する「地域福祉」とも連携する分野なのですが、行政が高齢者福祉を行うとしても、どうしても限界があります。たとえば町職員が毎日、一人暮らし高齢者のお宅を訪れて、「いかがですか」と声をかけることができれば良いのですが、現実的にはそれは不可能です。その中で地域の皆様、自治会長や民生委員・児童委員の方々、あるいはそういった役職に就かれていなくても、地域の方々や隣保の方々の支え合いというものが、高齢者が増加するこれからの時代では必要であろう、と考えています。そこで細施策の2点目を「『支え合う』体制の確立」とさせていただきました。具体的には「地域福祉活動の推進」としまして、自治会や民生委員・児童委員、婦人会との連携を深め、お互いに助け合う意識の醸成を図る、ということを挙げています。また、ボランティア活動の推進、社会福祉協議会やボランティアグループ、NPOなど民間福祉関係団体との連携も、基本事務として挙げています。

細施策の3点目は「生きがいづくりの推進」です。本町においてもこれから高齢者が増加するわけですが、高齢者を「福祉サービスの受益者」としてのみ捉えるのではなく、高齢者は貴重な経験や知識、技術をお持ちなのであり、そういった経験や知識をまちづくりに生かしていきたい、と考えています。お年寄りが生きがいをもっていきいきとお暮らしいただくとともに、まちづくりに参加する、ここでいう「まちづくり」とは行政が行うものだけではなく、地域活動など広い意味での「まちづくり」という意味なのですが、そういったまちづくりに参加していただき、地域の中で活躍していただきたい、との趣旨であります。

具体的には、基本事務の1点目に「生涯学習の充実」を挙げています。高齢者を中心に生涯学習のニーズが高まることが予想されます。それに応えうる、公民館等を中心とした生涯学習体制の確保を図ろうというものであります。

基本事務の2点目は「雇用の確保」、3点目は「生きがいづくりの推進」です。住み慣れた地域で生きがいをもって生活していただくよう、老人クラブや世代間交流、趣味活動への支援を行い、生きがいをもった生活へのお手伝いをしようとするものです。さらに、基本事務の4点目において、高齢者をまちづくりの重要な担い手と位置づけ、活動する場の提供や情報提供等を行い、高齢者の貴重な経験をまちづくりに生かしていただく、としております。

細施策の4点目は「高齢者の権利擁護」であります。高齢化の進行に応じて問題となっているのが、高齢者虐待と高齢者を狙った犯罪です。そういったマイナスの側面に対してどのように対応していくか、という点を細施策4に集め

ました。専門医療期間と連携した認知症高齢者対策、高齢者虐待の防止、権利擁護の推進、そして高齢者を狙った犯罪の防止です。犯罪に関しては防犯の一部であり、関係機関と連携する要素もあるのですが、「高齢者の権利を擁護する」という点を一つの柱としまして取り組んでいこう、というものであります。

「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」の施策の2番目は、「障害者福祉の推進」です。障害者福祉の分野は国の制度に拠るところが大きく、ここ数年、支援費制度や障害者自立支援制度など、制度が大きく変わってきています。その中で、この度民主党を中心とした連立政権が生まれ、障害者自立支援などの制度も流動的な面があります。しかし廃止法案等も出されていない現状にあっては、現制度の下での方針を挙げさせていただきました。

あと、現状と課題の3点目に「ノーマライゼーション社会の実現」を掲げております。「ノーマライゼーション社会」とは、障害がある人もない人も共に生活するのが当たり前になっている社会のことです。たとえば太子町にお住まいの障害者が、「太子町は障害者にとって暮らしにくい町だ。他所へ移りたい」と思われれば、それは悲しいことです。そうではなくて、障害者にとっても暮らしやすい町、障害がある方もない方も共に暮らすことが自然であり、とりたててどうこう言うほどのことでもない町をつくっていきたい、という趣旨であります。

具体的な取り組みについてですが、細施策の1点目としまして「日常生活の支援」を挙げています。いきいきとお暮らしかたのために必要な日常生活の支援を、行政として取り組んでいこうというものです。既に行っている事業もありますが、相談支援体制の充実や、自立支援サービスを提供する事業者、ここでは「社会資源」と表現していますが、サービス提供事業者の参入を促す情報提供や支援を図っていくこと等を挙げています。「療育体制の充実」につきましても、発達段階における障害等の早期発見、速やかな療育の実施を挙げています。

「バリアフリー化の推進」につきましても、段差の解消やエレベーターの設置などハード的な環境整備により障害者の方が暮らしやすいまちづくりを行っていく、ノーマライゼーション社会実現のためのハード面での環境整備を行おうというものです。また広報・啓発活動についてですが、「心のバリアフリー化の推進」という記述をしております。障害がない方がある方に対して、偏見など心の中に「バリア」をつくってしまうと、ノーマライゼーション社会は実現できません。心に抱いている「バリア」を「フリーする」つまり取り除くことが大切であると考えます。そのために、広報や啓発活動の一層の充実を図っていく、というものであります。

細施策の2点目は「雇用の促進」です。「働く」ということが社会参加の一つであると考えます。これは、「障害者の方も皆、働かなくてはならない」ということではなくて、「働きたい」という気持ちをお持ちの方に対して、働ける場を確保、提供していく、という趣旨であります。

細施策の3点目は「生きがいづくりの推進」です。今まで日常生活、雇用の議論をしてまいったのですが、3点目では生きがいづくりとして、社会参加の促進と交流機会の充実を図ろうというものです。スポーツ、文化活動やレクリエーション活動など様々な会に参加して、家に閉じこもってしまうのではなく

どんどん外に出ていく、そのきっかけづくりをしていこう、というものであります。

また障害者と地域住民との交流を進めるとともに、要約筆記や朗読などのボランティアの養成や、情報を集めたりコミュニケーションを図るために、情報通信技術を活用した環境の整備、コミュニケーション等の促進を図っていこう、というものであります。

政策2の最後の施策は「地域で支え合う体制の確立」であります。高齢者福祉の部分でも申し上げたのですが、福祉の「見守る」「支え合う」という取り組みを行政が全て行うことは、現実的には困難です。そのため、「地域において支え合う」ということが非常に重要になってきます。

今まで「地域で支え合う」という点では、自治会や婦人会などの地域団体が非常に大きな役割を果たされてきました。それは現在でも変わっていません。しかし時代の変化等によりまして、自治会に加入しない人の増加など、地域団体の弱体化が懸念される状況にあります。そういった現状を踏まえて、どのように地域で支え合う体制を確立していくか、ということが課題となっています。

その中で、細施策の1点目を「支え合う体制の確立」としております。基本事務ではまず、「地域福祉活動の推進」を挙げておりまして、大きな力を発揮する自治会や婦人会など地域団体の活動を支援していこうとしております。また隣近所や地域の中での助け合い意識、「共助」意識の醸成も図ろうとしております。

基本事務の2点目は「ボランティア活動の推進」です。広報や体験事業の実施によりまして、ボランティア活動に参加される方を増やしたい、ということでもあります。さらに3点目「民間福祉関係団体の活動支援」として、社会福祉協議会やNPO等と連携し、地域福祉活動の推進を目指しております。これは「安心して老後が迎ええられるまちづくり」の細施策2「『支え合う』体制の確立」と相通じる内容としております。

細施策の2点目は、「すべての人にやさしいまちづくり」であります。これには2つの切り口があります。まず1点が「ユニバーサルデザインの推進」であります。先程バリアフリーについて申し上げたのですが、ハード面で申しますと、段差がない、エレベーターがあるなど、ハード的にも全ての人にやさしいまちであることが必要だと考え、ここに挙げております。

もう1つの切り口は、ソフト面の取り組みとして「ユニバーサル社会」をつくらう、というものであります。「ユニバーサル社会」とは、段差の解消、エレベーターの設置など、目に見える形での取り組みだけではなく、心の中の問題や人と人のつながりなど、ソフト面でも「ユニバーサル」な、誰もが安心して暮らせる社会でして、そういった社会をつくらうというものであります。具体的には、本文の2行目後半以降に述べているような、人の意識や情報、社会参加の仕組みにおいても、ユニバーサルの考え方を取り入れていこうというものであります。具体的な例を挙げますと、イベントを開催するにしても、障害者の方も参加できるような形で開催する、講演会において手話も行うなど、皆が同じように参加できる形をとっていく、等のことであります。

細施策の3点目は「保健・福祉・医療のネットワーク」であります。健康づくりの分野でも出てきたのですが、ここでは特に福祉との連携の観点から挙げ

ております。特に問題になっているのが、災害時要援護者の問題であります。災害が起きた際に、高齢者や障害者など援護が必要な方々に対してどのような対応をとるのか、ということですが、要援護者の情報を適切に把握する、あと個人情報保護の問題はあるのですが、本人の了承を得たうえで情報を共有し、保健・福祉・医療が連携して災害時には適切に対応する、というものであります。また基本事務の2点目で「保健、福祉、医療の情報共有」を挙げています。個人情報や国施策との調整を図りつつ、健康情報を把握するとともに、健診等で得た情報を医療機関や福祉機関と共有し、健康づくりに役立てる仕組みをつくっていかう、というものであります。

「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」の説明は以上でございます。

廣橋会長： ただ今の説明に対して、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

古賀委員： 私が嬉しいのは、長い時間説明された中で、その内容がほとんど頭の中に入っておられる、ということです。若い町職員の方が集まって、太子町の将来のために考えて計画をつくられた、ということを楽しんでいます。

参画と協働という考え方の中でもう一つ触れておくと、この計画を策定されるにあたって住民の方の参加があればもっと良かったのではないかと、これからの課題であると思います。

基本計画までが今回出されていますが、基本計画も「こういうものをやります」という大きなものだと思います。実際の具体的な施策は「実施計画」として行政の方が考えられるとのことですが、その際に一つ期待したいのが、事務局の説明にもありましたが、計画に書いてあること全てを行政が出来るというわけではありません。また参画と協働、行政と民、という流れがある中で、「この部分は行政が行う、この部分は民間に願います」という分担分けをきっちり整理した上での実施計画をつくっていただきたい、と思います。

もう一つ気になったのが、一番難しい問題ですが、住民意識を変えるとか意識の醸成、という点です。人の意識を変えるのが最も難しい作業だと思います。「全部行政におんぶに抱っこ」という考え方から、「住民主体でやっていく」という部分の具体的な方法についても、計画の中の言葉だけではなくて、実施計画で考えていただきたい、と思います。

あと、「共助」という言葉が出てきましたが、この言葉だけだと全体の中での関係性がわからないと思います。「共助」が出てくる前に、自分で助ける「自助」、また「公助」もあります。その関係性というか、言葉の並びの説明があればよいのではないのでしょうか。まず住民の「自助」から始まり、自分ひとりでは出来ないことは「共助」になって皆で助け合ひましょう、それでも無理な場合は「公助」ということで行政に頼みましょう、ということが、意識改革であるでしょうし、その視点を持った実施計画なり行政運営を行っていただきたいと思います。

鳥井委員： 「地域で支え合う体制の確立」についてなのですが、3点ある現状と課題の2点目に、「地域福祉において大きな役割を果たしている、自治会や婦人会など」云々という文面があって、機能の弱体化や加入率が下がっている、解散、また家庭や地域での相互扶助機能の低下が懸念されることなど、的を得た現状を書かれています。私のところでは老人会、婦人会は既に無く、自治会が婦人会の仕事も行っていきます。それが、10年後に目指す将来像では、その懸念され

る課題にどう対応するのか、という点が何も書かれていません。既成の団体が有効に活用して支え合う体制を確立する、とだけ書かれているのですが、先程申した現状と課題は拡大しつつある、と思います。そのような中で、「10年後に目指す将来像」において、この問題を踏まえた何かをしなければならないのではないか、と考えます。基本的な方針においても、既存の団体はそのままある、との前提で書かれています。「現状と課題」において課題を認識しながら、なぜ「10年後に目指す将来像」や「基本的な方針」において、課題への解決策がなぜ織り込まれていないのか、そこが気になります。

廣橋会長： 地域団体において課題が生じている中で、それへの対応を行わないと、「支え合う体制の確立」という構想自体が成り立たなくなる、とのご指摘だったと思います。この点を斟酌して入れる、ということは可能でしょうか。

事務局： 一度預らせていただいて、検討させていただきます。

廣橋会長： では、事務局におかれては、各委員より出された意見を十分に踏まえていただき、適切な対応をお願いいたします。

8. 閉 会

廣橋会長： これをもちまして、本日予定されていた案件は全て終了いたしました。次回は11月9日の1時半から、役場の委員会室で開催される予定です。次回の審議予定項目は「政策3：子ども達の笑顔があふれるまちづくり」から「政策7：憩い、ふれあいがある心豊かなまちづくり」までであります。委員の皆様におかれてはご多忙かとは思いますが、どうかよろしく申し上げます。


事務局： どうもありがとうございました。今お手元にお配りした資料、「第5次太子町総合計画のまちづくり審議会への諮問について」に記載してますとおり、次回審議会は11月9日、月曜日の午後1時半から、その次につきましては11月19日の木曜日を予定いたしております。ご予約の方を、よろしく申し上げます。

廣橋会長の議事進行によりまして、本日予定していましたが全て終了いたしました。委員の皆様におかれては、長時間にわたりご審議賜り、誠にありがとうございました。

太子町まちづくり審議会規則第4条に基づきここに署名する。

平成21年11月9日

署名委員

古賀 弘一 

佐々木 隆彦 